

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月29日

【会社名】 株式会社コシダカホールディングス

【英訳名】 KOSHIDAKA HOLDINGS Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 腰高 博

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市大友町1丁目5番地1

【電話番号】 027-280-3371(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理担当 土井 義人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル23階

【電話番号】 03-6403-5710

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理担当 土井 義人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年11月28日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしました。一部訂正すべき事項がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

#### (2) 決議事項の決定

第4号議案 子会社である株式会社カーブスホールディングスの普通株式の現物配当（株式分配型スピンオフ）の実施の件

#### ホ 配当の条件

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

#### ホ 配当の条件

カーブスホールディングスの普通株式につき株式会社東京証券取引所の上場承認を得られること及び 新規上場の際してカーブスホールディングスの新株式発行が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない。）ことを配当の効力発生の条件とする。

カーブスホールディングスの普通株式につき株式会社東京証券取引所の上場承認を得られること及び 新規上場の際してカーブスホールディングスの新株式発行が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない。）ことを配当の効力発生の条件とする。

(訂正後)

#### ホ 配当の条件

カーブスホールディングスの普通株式につき株式会社東京証券取引所の上場承認を得られること及び 新規上場の際してカーブスホールディングスの新株式発行が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない。）ことを配当の効力発生の条件とする。